

岐阜県立多治見北高等学校への自動販売機設置（屋外）に係る一般競争入札公告

次のとおり自動販売機設置に係る県有財産の賃貸借を一般競争入札に付します。

令和 6 年 1 2 月 1 6 日

岐阜県立多治見北高等学校長 白石 秀史

1 入札物件

(1) 件名

自動販売機設置（屋外）に係る県有財産の賃貸借

(2) 賃貸借物件

物件番号	所在地	設置場所	貸付面積	設置台数
1	多治見市上山町 2-49	体育館北	1.50 m ² 幅 1.5m×奥行 1m	清涼飲料等 1 台 (カン、ペットボトル)
2	多治見市上山町 2-49	本館西	1.50 m ² 幅 1.5m×奥行 1m	清涼飲料等 1 台 (カン、ペットボトル)

※貸付面積には、熱余地・転倒防止部分を含む。

(3) 賃貸借期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで（更新なし）

(4) 入札は、(2) の設置場所について一括して行う。

2 入札参加者の資格に関する事項

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び次の①から⑨までのいずれにも該当しないこと。

- ① 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ② 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体において代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員

がその経営又は運営に実質的に関与していると認められる個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）

- ③ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用していると認められる個人又は法人等
 - ④ 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められる個人又は法人等
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる個人又は法人等
 - ⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用するなどしていると認められる個人又は法人等
 - ⑦ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる個人又は法人等
 - ⑧ 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これらを利用していると認められる個人又は法人等
 - ⑨ ②から⑧までのいずれかに該当する者を下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等の相手方とし（⑧に該当する場合を除く。）、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらずこれに従わない個人又は法人等
- (4) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加申込期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 法人にあつては岐阜県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては岐阜県内で事業を営んでいること。
- (7) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する３年以上の実績を有していること。

3 入札手続に関する事項

(1) 担当部署

〒507-0022 多治見市上山町 2-49
岐阜県立多治見北高等学校 事務室
電話 0572-22-3361

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和6年12月16日（月）から令和6年12月25日（水）までの毎日
（県の機関の休日を除く。）午前9時00分から午後4時00分まで

イ 交付場所

3の(1)に同じ。

(3) 入札参加申込みの方法

ア 入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申込書に必要な書類を添付して、
3の(1)まで提出し、一般競争入札への参加を申し込まなければならない。

イ 提出期限 令和7年1月10日（金）午後4時00分

期限までに入札参加申込書を提出しない場合は、入札に参加することができない。

郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）
第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書
便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により申
込みを行う場合にあっては、期限までに3の(1)へ到達したものを有効とする。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和7年1月21日（火）午後2時00分

イ 場所 岐阜県多治見市市上山町 2-49

岐阜県立多治見北高等学校 会議室

（入札を郵便等で行う場合には、1月20日（月）までに上記3の(1)に必着の
こと。）

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合
には、入札前に委任状を提出するものとする。

イ 入札保証金及び契約保証金

岐阜県会計規則第114条各号に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

落札者は、最高の価格をもって入札した者とする。ただし、入札価格が最高価格
である者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに岐阜県会計規則第 130 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災、その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が落札決定の通知を受けた日から原則として 1 週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 転貸等の制限

- (1) 落札者は、賃貸借物件を第三者に転貸してはならない。
- (2) 落札者は、賃貸借物件を自動販売機の設置並びにこれらの管理のためにのみ使用することとし、これ以外の用途に供してはならない。
- (3) 落札者は、自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託してはならない。

5 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否
要（落札者と県有財産賃貸借契約書を締結する。）
- (3) 電信による入札は、認めない。
- (4) 談合情報があった場合は、談合の有無の事実にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
- (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。
- (6) 落札者が、入札の日から本契約締結の日までの期間内に、暴力団又は暴力団関係者（2 の（3）の各号に掲げるものをいう。以下同じ。）に該当することが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないものとする。
また、契約後に暴力団又は暴力団関係者に該当することが判明した場合は、契約を解除の上、違約金を徴収する。
- (7) 入札等に関する質疑がある場合には、令 6 年 1 2 月 2 5 日（水）午後 4 時 0 0 分までに書面により 3 の（1）まで提出するものとする。
- (8) 詳細は入札説明書による。